

7 注意事項

- ▶申請者は、必ず建災防ホームページに掲載してある同意書の内容を理解した上で申請を行ってください。特に支援小売店に申請を依頼した場合は、その時点で同意書の内容に全て同意したとみなします。
- ▶対象は、既存不適合機械等(安全带)の買換です。これらの機械等を所有していない方の新規購入にかかる経費は、対象外となります。
- ▶申請にあたっては、選択する更新後の機械等(フルハーネス、ランヤード、追加安全措施)のメーカー、型番、追加安全措施をすべて同一のものにしてください。
- ▶交付決定日より前に発注、契約、支払等を行った場合は、間接補助金の交付を受けることができません。
- ▶間接補助金は、後払い(精算払い)となります。最新の構造規格に適合した機械等へ買換たあとに実績報告書等を提出し、検査を受けた結果、不備がないと確認されて、はじめて支給されます。
- ▶公募は、当該事業の実施期間(令和元年度)内に少なくとも2回実施します。
- ▶審査の結果、不採択となった申請者は、その後の公募に再申請できます。

古 → 新
買換のみ
対象です



8 間接補助金申請依頼書

支援小売店への申請依頼にあたっては、次の依頼書をご利用ください。ここに記載される申請者情報は、間接補助金申請システムへ入力する際に必要となります。

間接補助金申請依頼書				申請依頼日	令和元年	月	日
氏名または法人名				(フリガナ)			
法人番号(法人のみ)							
労働保険番号				主な業種			
所在地	〒	(フリガナ)					
代表者役職・氏名				(フリガナ)			
担当者職名・氏名				(フリガナ)			
電話番号			携帯電話番号			e-mail アドレス	
主たる業務 ※建設業法許可業種区分							
5メートル以上の高所作業の月あたりの日数 (○してください)※上記以外(建設業以外)の業種の方	3日未満 15日以上20日未満		3日以上10日未満 20日以上		10日以上15日未満		
雇用労働者数(○してください)	1人~9人 30人~39人		10人~19人 40人~49人		20人~29人 50人以上		
申請に係るフルハーネスを使用する労働者数	人		現在使用している安全带の本数	本			
現在使用中の安全带の製造メーカー							
現在使用中の安全带の型番							
※複数のメーカー等のものを使用している場合は、最も多いものを記入してください。							
振込口座	金融機関名				金融機関コード		
	支店名				支店コード		
ゆうちょ銀行	預金種別	普通	当座	名義			
	記号	-		番号	名義		

注)申請者は、必ず建災防ホームページに掲載してある同意書の内容を理解した上で支援小売店に申請を依頼してください。申請者が支援小売店へ申請を依頼した時点で、同意書の内容に全て同意したとみなします。

既存不適合機械等更新支援補助金

フルハーネス型墜落制止用器具への
買換に要する経費の一部補助

既存不適合機械等更新支援補助金(以下「間接補助金」という。)事業では、国に代わって建設業労働災害防止協会(以下「建災防」という。)が既存不適合機械等(既存の安全带)を所有する方に対して、最新の構造規格に適合し、かつ構造規格の基準を超える高水準の安全性を有する機械等(フルハーネス型墜落制止用器具)へ更新するための買換に要する経費の一部を間接補助金として交付するものです。

ただし、この間接補助金は、申請した方のすべてに交付されるものではありません。事業場規模、従事する業務の危険度、対象機械等の安全性等を委員会で審査した上で競争的に交付決定します。

1 対象となる申請者

- (1)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条各号に規定する中小企業者に該当する法人及び個人
- (2)労災保険に特別加入している個人事業者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規程により労災保険の適用を受けることとされた者)
- (3)その他厚生労働大臣の承認を得て建災防が適当と認める者

2 対象となる経費の概要

(1)対象

①既存不適合機械等

墜落制止用器具の規格(平成31年2月1日施行)に適合していない既存の安全带の買換

②適合機械等

次に掲げる基準(追加安全措施)のうち2項目以上に適合するフルハーネス型墜落制止用器具への買換

- ▶背中X字腿V字型
- ▶2本ランヤード又は追加の補助ロープ(ランヤード+補助ロープ)
- ▶サスペンショントラウマ防止ストラップ
- ▶ロック装置付き巻取器
- ▶ワンタッチバックル
- ▶反射板等

(2)間接補助金交付額

①1本あたりの上限:12,500円(補助対象経費「上限25,000円」の1/2)

例1)見積単価4万円の場合:補助対象経費は上限の2.5万円となり、その1/2の1.25万円が間接補助金交付額となる。

例2)見積単価1万円の場合:補助対象経費は1万円となり、その1/2の5千円が間接補助金交付額となる。

②同一申請者あたりの合計額の上限:500,000円

3 加点基準

(1) 主たる業務

① 建設業

建設業許可業種 ※1	とび ※2 (土工事業を除く) 屋根工事業 鋼構造物工事業	大工工事業 石工事業 機械器具設置工事業	左官工事業 電気工事業 管工事業 鉄筋工事業 塗装工事業 建具工事業 消防施設工事業	タイル・れんが・ ブロック工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 熱絶縁工事業 電気通信工事業 清掃施設工事業 解体工事業	左欄以外の業種 土工事業 建築工事業 土工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 造園工事業 さく井工事業 水道施設工事業
加点	40	30	20	10	0

※1 建設業法(昭和24年法律第100号)別表及び昭和47年建設省告示第350号(以下「告示」という。)に規定する許可業種の区分

※2 昭和47年建設省告示第350号で規定する「とび・土工事業」のうち(I)に該当するもの

② 建設業以外の業種

高所作業の月あたり 日数(平均)	20日以上	15日以上 20日未満	10日以上 15日未満	3日以上 10日未満	3日未満
加点	40	30	20	10	0

(2) 事業場規模

雇用労働者数 (人)	1~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50以上
加点	50	40	30	20	10	0

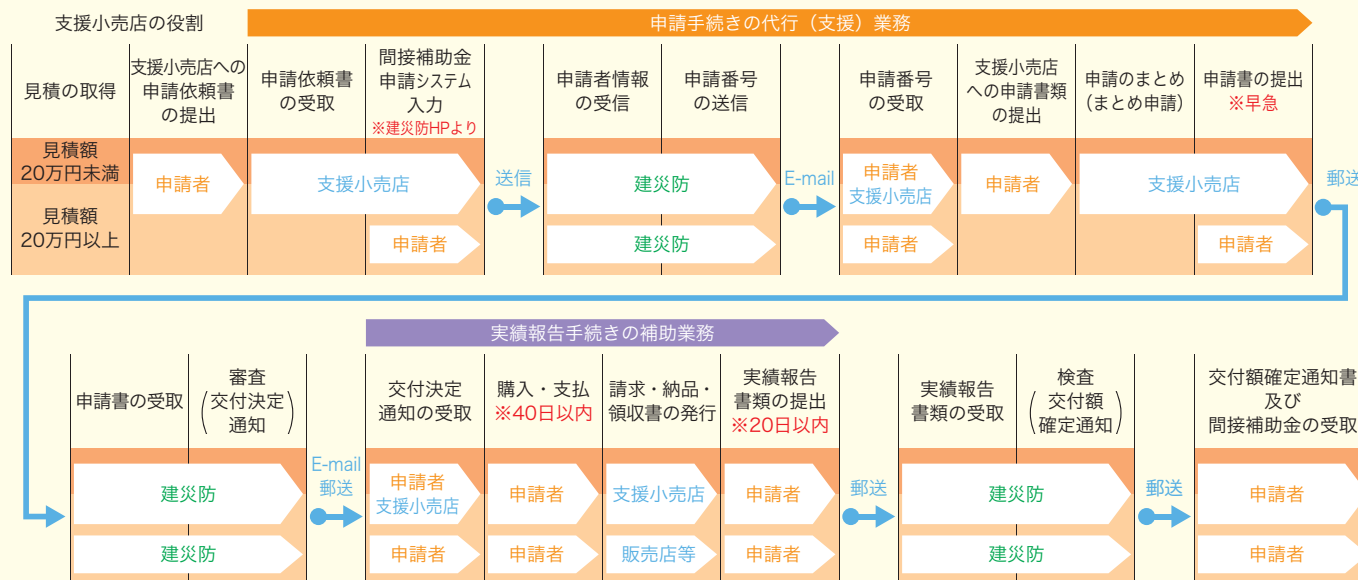
※ 労災保険第2種特別加入者(労働者災害補償保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることとされた者)は、労働者が1人であるとみなす。

(3) 追加安全措施

追加安全措施の数	5以上	3以上 5未満	2以下
加点	10	5	0



4 申請等の手順



5 申請条件

- 補助対象経費(見積額)合計 20万円以上
▶ 間接補助金申請システム(以下「申請システム」という。)から直接申請又は支援小売店へ申請を依頼
- 補助対象経費(見積額)合計 20万円未満
▶ 下記8の「間接補助金申請依頼書」により「支援小売店」へ申請を依頼
※ 支援小売店は、被災防ホームページにて一覧を公開しております。

20万円未満は
支援小売店へ
依頼して下さい



6 各書類の提出(郵送)

(1) 申請書類

- 書類一覧 ※各様式は、申請番号の通知 E-mail より出力できます。
 - ▶ 令和元年度間接補助金交付申請書(様式1)
 - ▶ 労働保険概算・増加概算確定保険料申告書又は労働者災害補償保険特別加入申請書(写)
 - ▶ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)又は船員保険の納付証明書(直近の領収書(写)) ※適用される場合
 - ▶ 厚生年金、国民年金の納付証明書(直近の領収書(写)) ※適用される場合
 - ▶ 暴力団排除に関する誓約書(様式1-1)
 - ▶ 労働関係法令の違反等に関する申告書(様式1-2)
 - ▶ 見積書(フルハーネス型墜落制止器具、ランヤード、追加安全措施のそれぞれの型式がわかるもの)
 - ▶ 建設業許可証(写)又は建設キャリアアップシステムの「事業者情報閲覧画面」におけるメイン画面(写) ※建設業のみ
 - ▶ 高所作業に従事する労働者数及び頻度等証明書(様式1-3) ※建設業以外
 - ▶ 高所作業従事労働者数自己申告書(様式1-4)
 - ▶ フルハーネス型墜落制止器具の追加安全措施に係るメーカーが発行する仕様書等
 - ▶ 令和元年度間接補助金まとめ申請書(様式2) ※支援小売店による申請の場合
- 提出期限：各応募申請期間の最終日(消印有効)

申請システム
入力後早め
にお出し下さい



(2) 実績報告書類

- 書類一覧 ※各様式は、交付決定の通知 E-mail より出力できます。
 - ▶ 令和元年度間接補助金実績報告書及び精算払請求書(様式5)
 - ▶ 請求書、納品書及び領収書(写でも可)
 - ▶ フルハーネス、ランヤード及び追加安全措施の型式が交付申請書で申請された型式と一致することを証する書面(a ハーネスラベルに記載された製造番号及び型式の写真又は、b ハーネスラベルに記載された製造番号及び梱包箱に記載された型式の写真) ※各写真の撮影にあたっては、被災防ホームページに見本を掲載していますのでご覧ください。
 - ▶ 振込先金融機関を確認できる書類(通帳(写)等)
- 提出期限：間接補助対象経費を支出(支払い)した日から **20日以内**
注) 間接補助対象経費の支出：交付決定日から **40日以内**に買換て支払を行うこと。

(3) 送付先

建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター
〒108-0014 東京都港区芝5-14-13 アセンド三田ビル5階
TEL:03-6275-1085 FAX:03-6275-1089

